相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市津田沼四丁目一二三〇番地、最後の住所千葉県習志野市津田沼四丁目一番二七号　被相続人　亡　廣瀬貴美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一一号Ａｉビル三階　コンセイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　市川　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都芝区本芝三丁目二〇　被相続人　亡　中村禎四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市本町三丁目四五二番地、最後の住所神奈川県小田原市浜町一丁目一〇番二三号　被相続人　亡　内田　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号　アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　逸人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市大辻四一五番地、最後の住所富山県南砺市安居五〇番地三　被相続人　亡　嶋田　國弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字生萱六九四番地、最後の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城八八一四番地一〇　養護老人ホームはにしな寮　被相続人　亡　越　源之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

長野県千曲市粟佐一三七七宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　典久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼各務原町四丁目四〇六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　謙児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所岐阜市神田町九丁目二二番地パリスビル六階　旭合同法律事務所岐阜事務所

相続財産管理人　弁護士　平田　伸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区和地山三丁目一六番、最後の住所静岡県浜松市中区葵東二丁目一五番二八―一一〇四号ナイススステージ葵東　被相続人　亡　疋田　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号

相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区高田一丁目三六三番地、最後の住所大阪府池田市住吉二丁目七番一一号　被相続人　亡　大西　善枝

平成二十八年八月十八日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畑　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町二面四七六番地三、最後の住所香川県小豆郡小豆島町二面四七六番地三　被相続人　亡　中西　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市大姶良町四二四番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市大姶良町四二四番地　被相続人　亡　川邉ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所鹿児島県鹿屋市打馬二丁目一―一一ヴァンベール打馬一〇一号

相続財産管理人　弁護士　藤尾　直人

平成二十八年八月十八日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字生萱六九四番地、最後の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城八八一四番地一〇　養護老人ホームはにしな寮　被相続人　亡　越　源之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

長野県千曲市粟佐一三七七宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　典久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼各務原町四丁目四〇六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　謙児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所岐阜市神田町九丁目二二番地パリスビル六階　旭合同法律事務所岐阜事務所

相続財産管理人　弁護士　平田　伸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区和地山三丁目一六番、最後の住所静岡県浜松市中区葵東二丁目一五番二八―一一〇四号ナイススステージ葵東　被相続人　亡　疋田　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号

相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区高田一丁目三六三番地、最後の住所大阪府池田市住吉二丁目七番一一号　被相続人　亡　大西　善枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―三ビル五階

相続財産管理人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市三条町六〇六番地七六、最後の住所奈良市三条町六〇六番地の七六奈良ハイタウン三―九〇三号　被相続人　亡　和田　譲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階　ならまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮坂　光行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷一一五一番地、最後の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷一一五四番地　被相続人　亡　白神アキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字生萱六九四番地、最後の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城八八一四番地一〇　養護老人ホームはにしな寮　被相続人　亡　越　源之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

長野県千曲市粟佐一三七七宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　典久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼各務原町四丁目四〇六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　謙児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所岐阜市神田町九丁目二二番地パリスビル六階　旭合同法律事務所岐阜事務所

相続財産管理人　弁護士　平田　伸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区和地山三丁目一六番、最後の住所静岡県浜松市中区葵東二丁目一五番二八―一一〇四号ナイススステージ葵東　被相続人　亡　疋田　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号

相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区高田一丁目三六三番地、最後の住所大阪府池田市住吉二丁目七番一一号　被相続人　亡　大西　善枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―三ビル五階

相続財産管理人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市三条町六〇六番地七六、最後の住所奈良市三条町六〇六番地の七六奈良ハイタウン三―九〇三号　被相続人　亡　和田　譲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階　ならまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮坂　光行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷一一五一番地、最後の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷一一五四番地　被相続人　亡　白神アキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畑　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町二面四七六番地三、最後の住所香川県小豆郡小豆島町二面四七六番地三　被相続人　亡　中西　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市大姶良町四二四番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市大姶良町四二四番地　被相続人　亡　川邉ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十八日

事務所鹿児島県鹿屋市打馬二丁目一―一一ヴァンベール打馬一〇一号

相続財産管理人　弁護士　藤尾　直人

第82期決算公告　平成28年8月18日

三重県桑名市大字福島843番地

日本ホーク株式会社

代表取締役　小森　勝則

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	876,349
	固定資産	297,944
	合計	1,174,293
負債及び純資産の部	流動負債	119,122
	固定負債	249,630
	株主資本	805,541
	資本金	30,000
	資本剰余金	26
	利益剰余金	775,514
	利益準備金	10,240
	その他利益剰余金	765,274
	（うち当期純利益）	(29,086)
	合計	1,174,293